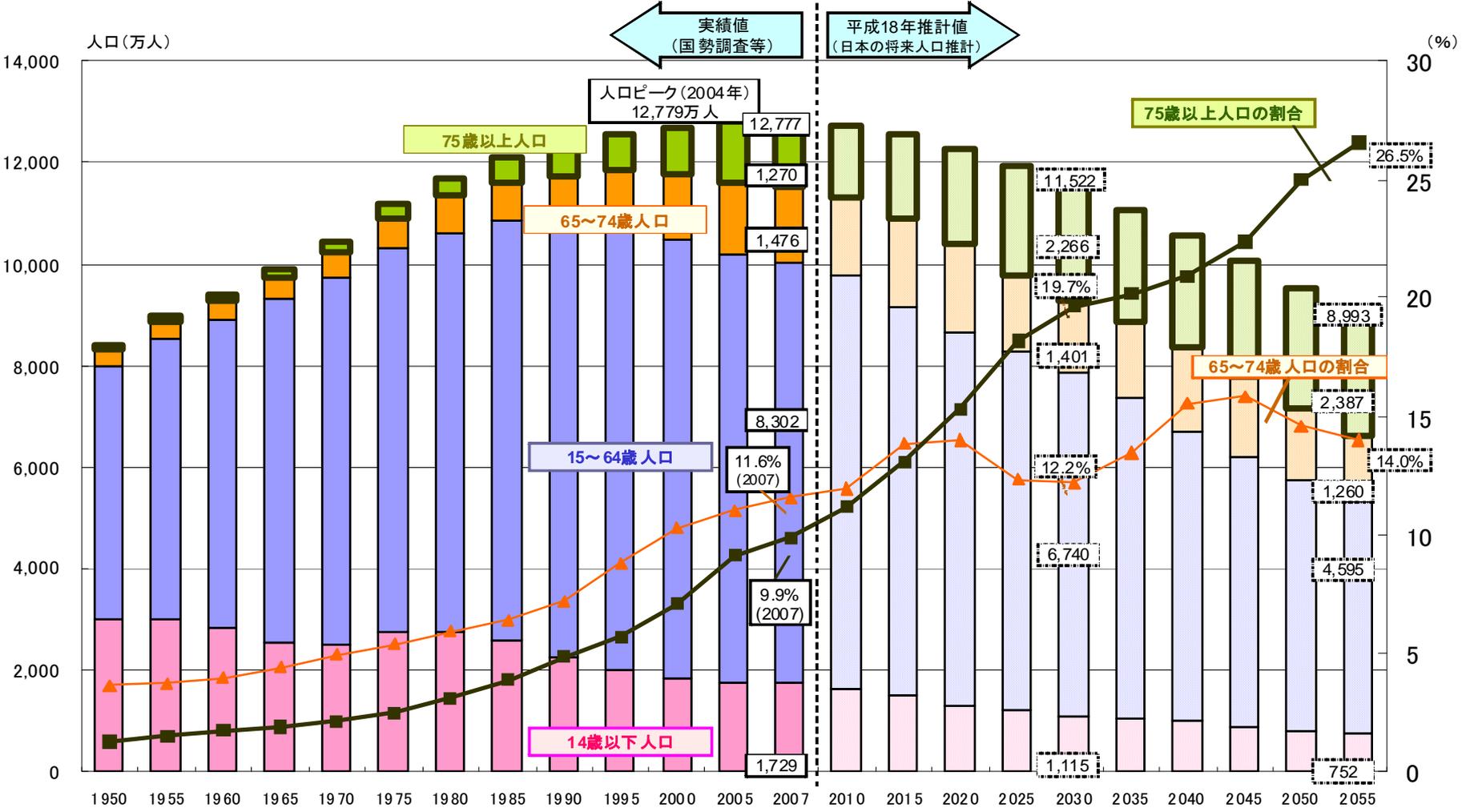


高齢者等に係る居住の安定の推進・支援

人口の将来推計

○ 我が国の75歳以上人口の割合は現在10人に1人の割合であるが、2030年には5人に1人、2055年には4人に1人になると推計されている。



資料: 2005年までは総務省統計局「国勢調査」、2007年は総務省統計局「推計人口(年報)」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)中位推計」

高齢者の世帯形態の推移と将来推計

○ 今後、単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加することが予想されている。

(万世帯)

		2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
一般世帯		4,906	5,029	5,060	5,044	4,984	4,880
	世帯主が65歳以上	1,355	1,568	1,803	1,899	1,901	1,903
	単独 (比率)	387 28.6%	466 29.7%	562 31.2%	631 33.2%	673 35.4%	717 37.7%
	夫婦のみ (比率)	465 34.3%	534 34.1%	599 33.2%	614 32.3%	594 31.2%	569 29.9%

(注) 比率は、世帯主が65歳以上の世帯に占める割合

(出典) 実績値：国勢調査〔総務省〕

推計値：日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成20年3月推計)〔国立社会保障・人口問題研究所〕

認知症高齢者の増加

(2002.9末現在)		要介護者 要支援者	認定申請時の所在（再掲） 単位：万人				
			居宅	特別養護老 人ホーム	老人保健 施設	介護療養型 医療施設	その他の 施設
総数		314	210	32	25	12	34
再 掲	日常生活自立 度Ⅱ以上	149	73	27	20	10	19
	日常生活自立 度Ⅲ以上	79	28	20	13	8	11

将来推計	2002	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
日常生活 自立度 Ⅱ以上	149	169	208	250	289	323	353	376	385	378
	6.3	6.7	7.2	7.6	8.4	9.3	10.2	10.7	10.6	10.4
日常生活 自立度 Ⅲ以上	79	90	111	135	157	176	192	205	212	208
	3.4	3.6	3.9	4.1	4.5	5.1	5.5	5.8	5.8	5.7

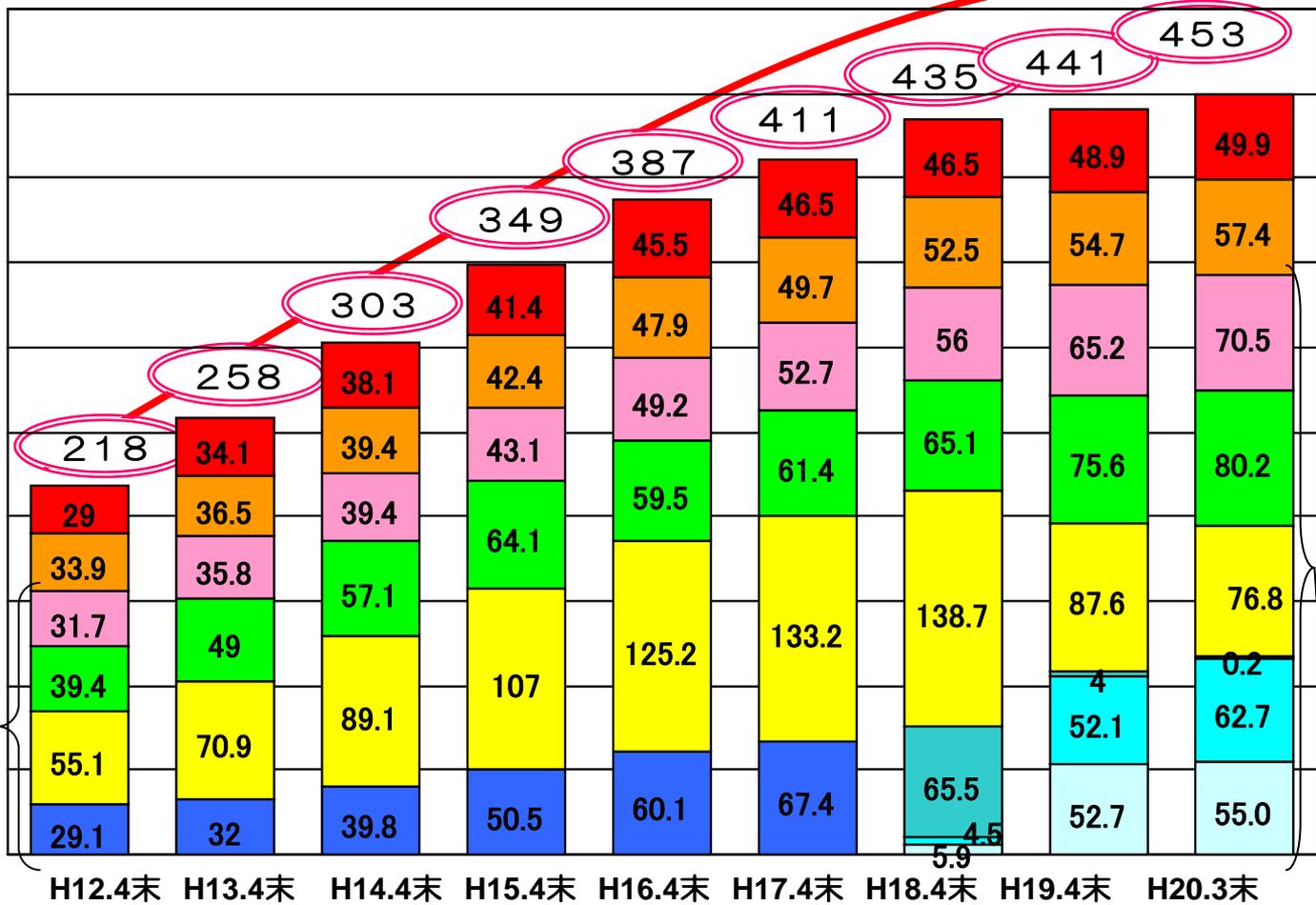
※1 下段は、65歳以上人口比（%）

※2 要介護認定に用いられる「認知症高齢者の日常生活自立度」においてランクⅡ以上と判断される高齢者数を推計したものであり、必ずしも医学的な認知症の確定診断を経たものではない。

（平成15年6月 高齢者介護研究会報告書より）

要支援・要介護高齢者の増加

(単位:万人)



要支援	要介護	計
1	1	102%
2	3	69%
1	4	61%
2	2	106%
1	1	96%
2	1	133%
1	1	133%

H12.4とH19.4の比較

■ 要支援 □ 要支援1 ■ 要支援2 ■ 経過的 ■ 要介護 ■ 要介護2 ■ 要介護4 ■ 要介護5

注. 介護保険の要介護認定を受けた者の合計数であり、2号被保険者(40~64歳)である認定者も含まれる

(出典: 介護保険事業状況報告 他)

高齢者の居住の場

○高齢者の8割以上は持家世帯

65歳以上の持家率は85.7%

○高齢者の9割以上は在宅

第1号被保険者2,751万人のうち2,646万人(96%)が在宅

○要介護の高齢者も約8割が在宅

要介護認定者453万人のうち348万人(77%)が在宅介護

	持家	非持家
29歳以下	12.5%	87.5%
30歳代	43.1%	56.9%
40歳代	70.2%	29.8%
50歳代	80.3%	19.7%
60歳代	84.7%	15.3%
70歳以上	86.0%	14.0%
(別掲)65歳以上	85.7%	14.3%

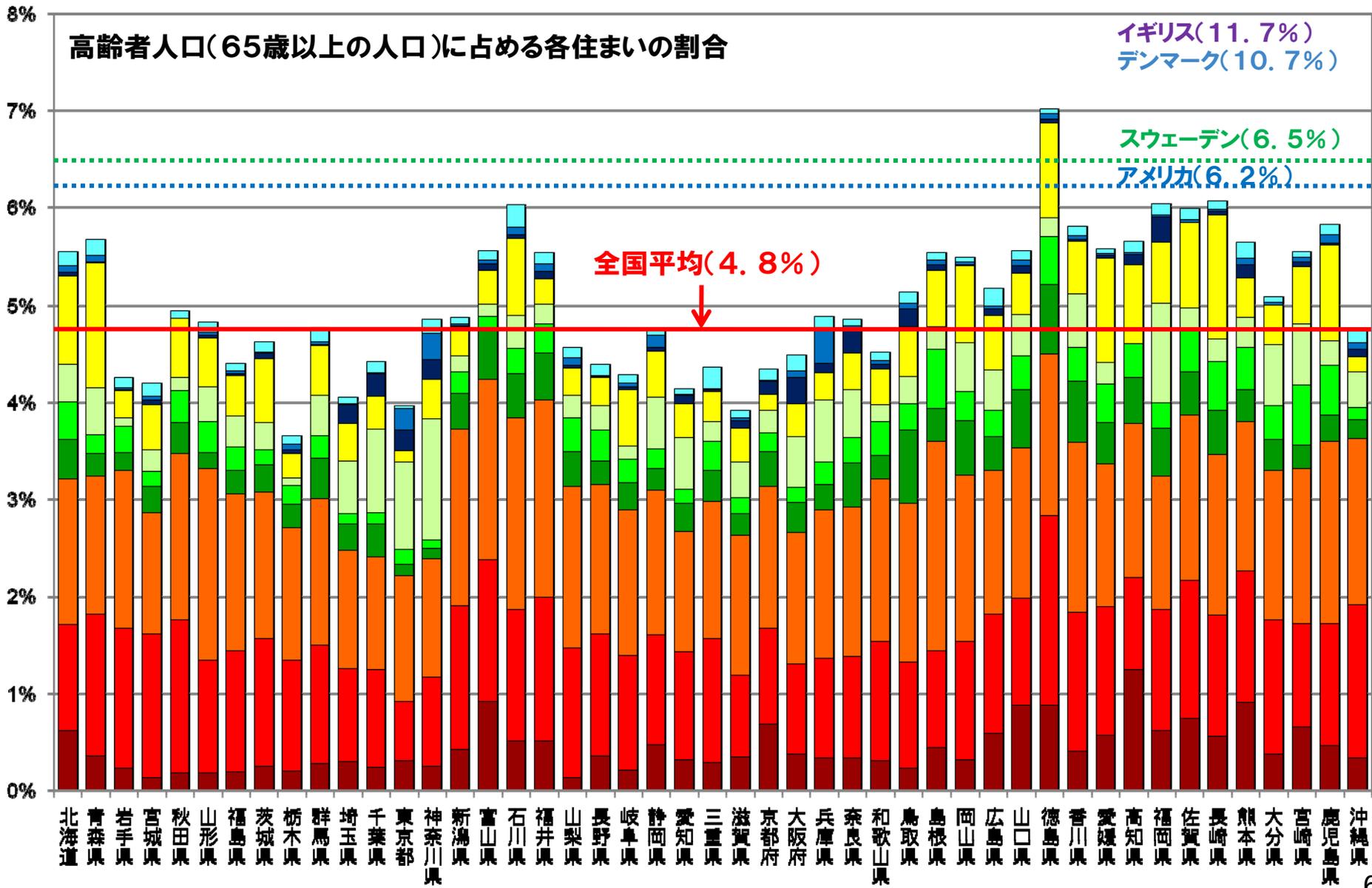
出典:「平成19年 家計調査」(総務省統計局)

第1号被保険者数 2,751万人



①第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数については、平成19年度介護保険事業状況報告より、平成19年度末の数値。
 ②施設等入所者数については、平成19年介護サービス施設・事業所調査結果の概況より、介護保険3施設の在所者数及び認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護の利用者数の合計。

介護・生活支援サービスの付いた高齢者の住まい



- 介護療養型医療施設
- 老人保健施設
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 養護老人ホーム
- 有料老人ホーム
- 認知症高齢者グループホーム
- 高齢者向け優良賃貸住宅
- シルバーハウジング
- 高齢者専用賃貸住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律

高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、基本方針の拡充、都道府県による高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定、高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進等の措置を講ずる。

背景

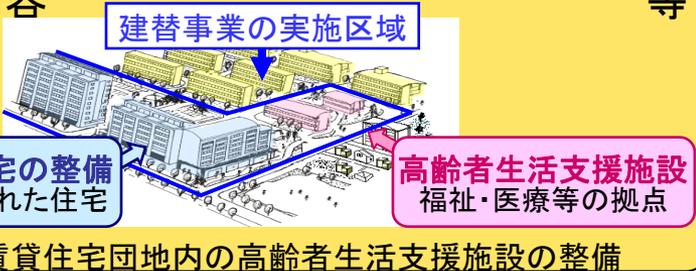
- 高齢化の進展(特に高齢単身世帯、要介護高齢者の増加)
- 住宅のバリアフリー化の立ち遅れ、生活支援サービス付住宅の不足

住宅施策と福祉施策の連携が必要

概要

I 基本方針の拡充
 ・国土交通大臣と厚生労働大臣が共同で策定

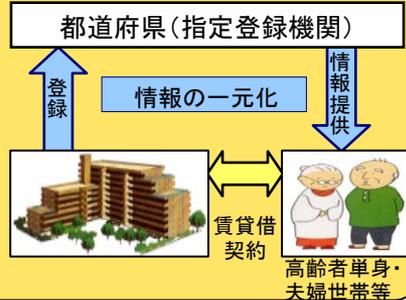
II 高齢者居住安定確保計画の策定
 ・都道府県が高齢者向け賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を記載した計画を策定
 ・供給の目標の達成のために必要な具体的な施策の内容



III 高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進
 ①整備・管理の弾力化
 ②税制優遇措置の拡充



IV 高齢者円滑入居賃貸住宅・高齢者専用賃貸住宅の制度改善
 ①登録基準の設定
 ・最低居住水準等の要件を満たすもののみ登録可能
 ②指導監督の強化



高齢者が安心して暮らし続けることができる住まいを確保

※ I ~ IIIについては、平成21年8月19日、IVについては平成22年5月19日(登録申請受付は平成21年11月19日)に施行

高齢者専用賃貸住宅(高専賃)

1. 制度の内容

専ら高齢者の単身・夫婦世帯を賃借人とする賃貸住宅について、賃貸住宅の戸数・規模や提供されるサービスに関する事項を都道府県の住宅担当部局に登録し、開示する。

- 一定の要件(※)を満たす高齢者専用賃貸住宅については、特定施設入居者生活介護の対象施設となりうる(介護保険法)

【一定の要件(※)】

- ・原則として床面積25㎡/戸以上
- ・各戸が原則として水洗便所、洗面設備等を備える
- ・前払い金(敷金を除く)について保全措置
- ・介護・食事等のサービスの提供

なお、上記の要件を満たす高齢者専用賃貸住宅は、有料老人ホームとしての規制は及ばない(老人福祉法)

- 生活指導及び相談、安否確認又は緊急時対応の全部又は一部を行う
- 高齢者専用賃貸住宅にあっては、医療法人でも経営可能(平成19年5月～)
- 登録内容は各都道府県のほか、(財)高齢者住宅財団のホームページでも公開

2. 実績

	17年度	18年度	19年度	20年度	(登録戸数:戸)
当該年度	2,331	7,655	8,808	10,972	
累計	2,331	9,986	18,794	29,766	

高齢者円滑入居賃貸住宅・高齢者専用賃貸住宅制度の改正の概要

【現 行】

高齢者の入居を受け入れることとする賃貸住宅(高円賃)(うち専ら高齢者の入居する賃貸住宅(高専賃))の登録制度

→ 登録された住宅に対して
家賃の債務保証

※ 最低居住水準を満たさないものや高額な前払家賃を徴収し保全措置が講じられていなかったりするものが見受けられる。

【改 正】

登録基準を設け、一定の水準を担保
また、知事が賃貸人に対し、以下をできるようにする

- 登録住宅の管理状況の報告を求める
- 必要な改善措置をとるよう指示
- 指示に従わないなどの場合には登録を取り消し
- 虚偽報告等悪質な行為には罰則を適用

【登録基準】

- ① 賃貸住宅の各戸の床面積： 原則として床面積25㎡/戸以上
- ② 賃貸住宅の構造及び設備： 各戸が原則として水洗便所、洗面施設等を備える
- ③ 賃貸住宅の賃貸の条件： 家賃その他の費用について費用の名称、算定の基礎を書面で明示、入居者に説明前払い金(敷金を除く)について保全措置

【施 行】

- 新しい登録制度は平成22年5月19日に施行
- 新しい登録は平成21年11月19日より準備行為として申請可
- 現在登録している物件は、施行日に失効し消除される。

※ただし、施行日時点で債務保証制度を利用している入居者については、引き続き家賃債務保証の対象。

高齢者の住まいと地域包括ケアの連携推進検討チーム

1. 主旨

超高齢社会を迎える中で、医療・介護・福祉のサービス需要の増大に対応するとともに、生活の場としての住まいを確保することが重要課題となっている。

要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続けることができるよう、バリアフリーなどのハード面のみならず、生活支援、介護、医療サービスなどのソフト面の体制が確保された高齢者の住まいを地域のニーズにあわせて計画的に整備していくことが重要である。

このため、地域における医療・介護・福祉の一体的提供(地域包括ケア)と連携し、質の確保された高齢者の住まいの充実を図ることを目的として、厚生労働大臣・国土交通大臣の指示のもと、両省が共同で施策を検討する「高齢者の住まいと地域包括ケアの連携推進検討チーム(高齢者住宅ケア検討チーム)」を設置する。

2. 検討事項

住宅分野や介護・医療分野の関係者に対するヒアリングや意見交換を実施しつつ、次のような事項の検討を進める。

- ア. 高齢者の住まいと地域包括ケアの連携に係る課題の整理
- イ. 高齢者の住まいのハード・ソフト両面の質の確保のための行政の関与に係る課題の整理
- ウ. 公的賃貸住宅団地における地域福祉拠点整備の推進

3. 検討体制

厚生労働省老健局審議官、国土交通省住宅局審議官をリーダーとする両省合同の検討チームを設置する。

- 厚生労働省と国土交通省の共同チームである「高齢者住宅ケア検討チーム」の検討に基づき、当面、次について地方公共団体（住宅部局・福祉部局）や民間の住宅・福祉・医療関係者と連携して推進。

1 生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅

生活支援サービス付きの高齢者専用賃貸住宅の整備

2 ケア連携型バリアフリー改修体制整備

ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制により行われるバリアフリー改修及び体制整備

3 公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化部門

公的賃貸住宅団地の福祉拠点化に資する高齢者生活支援・障害者支援・子育て支援施設の整備

公募内容と審査方法

A

一般部門

評価委員会による個別審査・評価

・個々の提案内容について評価委員会により評価

A-1 一般部門

ハード・ソフトにおいて先導性の高い提案

(例)

- ・先導性の高い高齢者の住まいの新築・改築
- ・協働型居住の試み
- ・高齢者への安心・見守りサービスの提供
- ・高齢者の住まいに関する情報提供・相談業務
- ・障害者世帯・子育て世帯の居住の安定確保に資する取り組み

B

特定部門

評価委員会による包括評価

- ・評価委員会の意見を踏まえ要件整理
- ・個別内容について要件との適合を審査の上評価委員会に諮る

B-1 生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅部門

生活支援サービス付きの高齢者専用賃貸住宅の整備

B-2 ケア連携型バリアフリー改修体制整備部門

ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制により行われるバリアフリー改修及び体制整備

B-3 公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化部門

公的賃貸住宅団地の福祉拠点化に資する高齢者生活支援・障害者支援・子育て支援施設の整備

※選定された事業の助成期間は3年間

生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅のイメージ

事業イメージ

<要件>

住宅の要件

- 原則25㎡以上
※共同利用の居間、食堂、台所等が十分な面積を有する場合は18㎡以上
- 原則、台所、水洗便所、収納設備、浴室の設置
- 原則3点以上のバリアフリー化
(手すりの設置、段差の解消、廊下幅の確保)
※改修の場合であって物理的・経済的に困難な場合はこの限りではない。

サービスの要件

- 緊急通報及び安否確認サービス
- 次のいずれかの者が日中常駐していること
 - ・社会福祉法人、医療法人又は居宅介護サービス事業者の職員
 - ・ヘルパー2級以上の資格を有する者
- 上記の者が常駐するために必要なスペースを設けること

その他の要件

- 原則高齢者専用賃貸住宅として10年以上登録すること
- 高齢者居住安定確保計画等地方公共団体との整合等を地方公共団体が確認したもの



<補助率>

住宅：

- 新築1/10(上限 100万円/戸)
- 改修1/3(上限 100万円/戸)

高齢者生活支援施設：

- 新築1/10(上限1,000万円/施設)
- 改修1/3(上限1,000万円/施設)

<要件>

住宅の要件

○原則25㎡以上

※共同利用の居間、食堂、台所等が十分な面積を有する場合は18㎡以上

○原則、台所、水洗便所、収納設備、浴室の設置

○原則3点以上のバリアフリー化

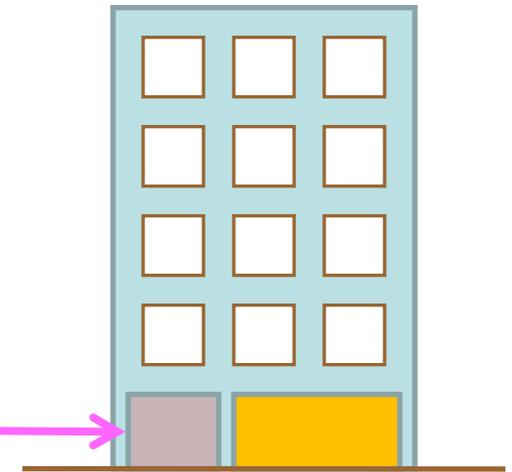
(手すりの設置、段差の解消、廊下幅の確保)

※改修の場合であって物理的・経済的に困難な場合はこの限りではない。

<要件>

サービスの要件

- 緊急通報及び安否確認サービス
- 次のいずれかの者が日中常駐していること
 - ・社会福祉法人、医療法人又は居宅介護サービス事業者の職員
 - ・ヘルパー2級以上の資格を有する者
- 上記の者が常駐するために必要なスペースを設けること



<要件>

その他の要件

- 原則高齢者専用賃貸住宅として10年以上登録すること
- 高齢者居住安定確保計画等地方公共団体との整合等を地方公共団体が確認したもの

<補助率>

住宅：新築1/10(上限 100万円/戸)

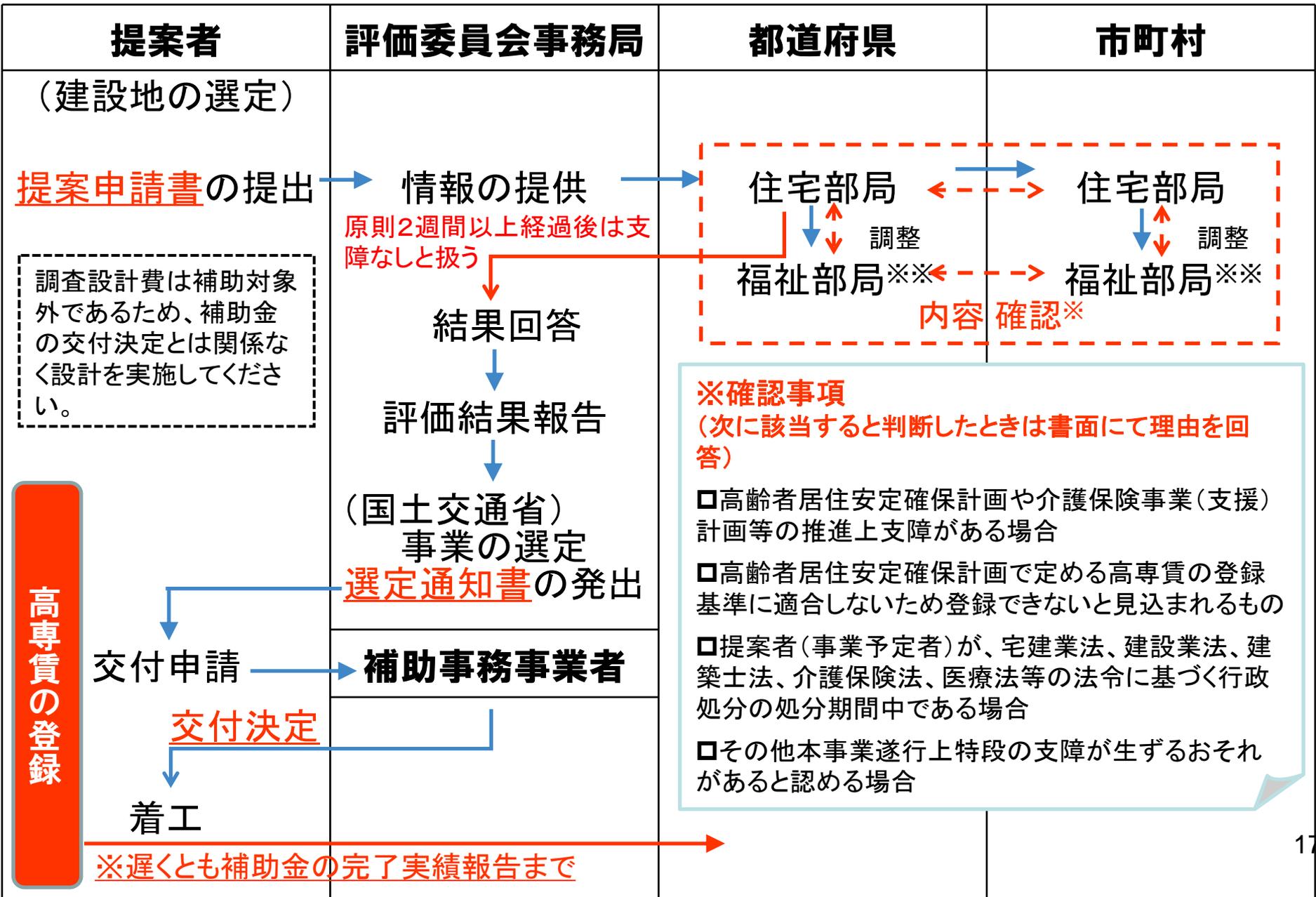
改修1/3(上限 100万円/戸)

高齢者生活支援施設：

新築1/10(上限1,000万円/施設)

改修1/3(上限1,000万円/施設)

提案から選定までの流れ(生活支援サービス付高専賃)



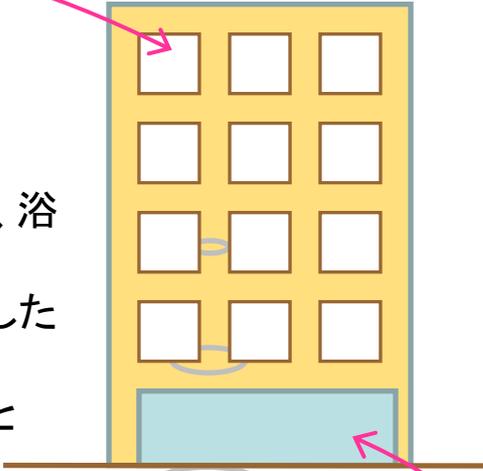
生活支援施設付高齢者向け優良賃貸住宅

<要件>

住宅の要件

- 5戸以上
- 原則25㎡以上
※共同利用の居間、食堂、台所等が十分な面積を有する場合は18㎡以上
- 原則、耐火構造又は準耐火構造
- 原則、台所、水洗便所、収納設備、浴室の設置
- 高齢者の身体機能の低下に対応した構造・設備
- 緊急時対応サービスを受けうること

上記の要件については、都道府県等が高齢者居住安定確保計画で別の基準を定めた場合には、当該基準に適合することが必要



○住宅の共用部分等及び加齢対応構造等にも補助

管理の要件

- 高齢者向け優良賃貸住宅として地方公共団体から認定を受けること
- 高齢者向け優良賃貸住宅として10年以上管理すること
- 原則公募、抽選等公正な方法による入居者の選定、計画的な修繕、適切な事業経営計画

入居者等の要件

- 入居者が60歳以上の単身高齢者又は高齢者夫婦等であること
- 賃貸人が、賃貸住宅の管理を行うために必要な資力及び信用、能力を有すること

高齢者生活支援施設等の要件

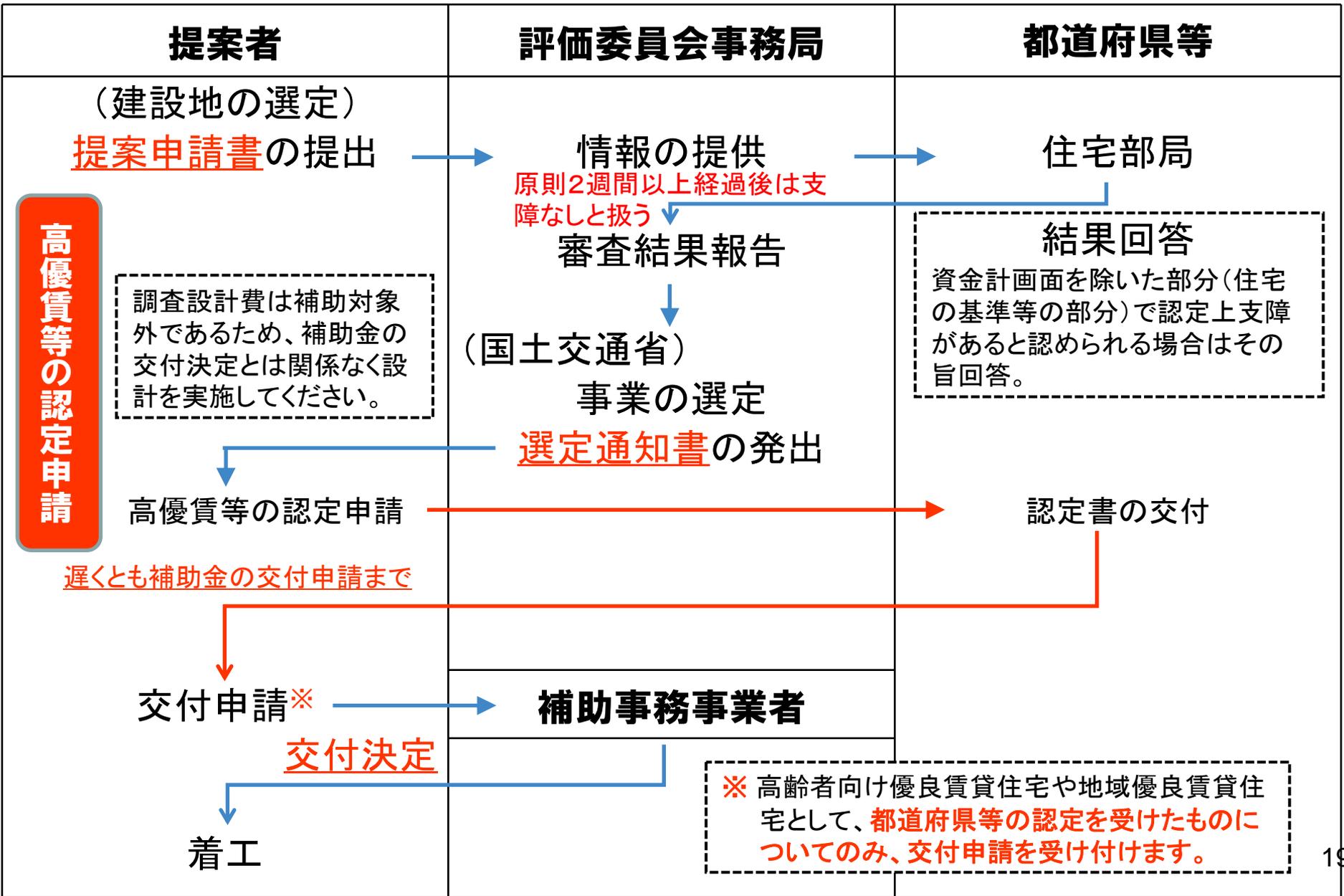
- 総合生活サービス窓口、情報提供施設、生活相談サービス施設、食事サービス施設、交流施設、健康維持施設、介護関連施設、医療施設又は訪問看護ステーション若しくはこれらに付随する収納施設等

<補助率>

住宅 : 新築、改修 2/3
(共用部分等及び加齢対応構造等の整備に要する費用に限る。)

高齢者生活支援施設等: 新築、改修 2/3

提案から選定までの流れ(生活支援施設付高優賃等の場合)



高優賃等の認定申請

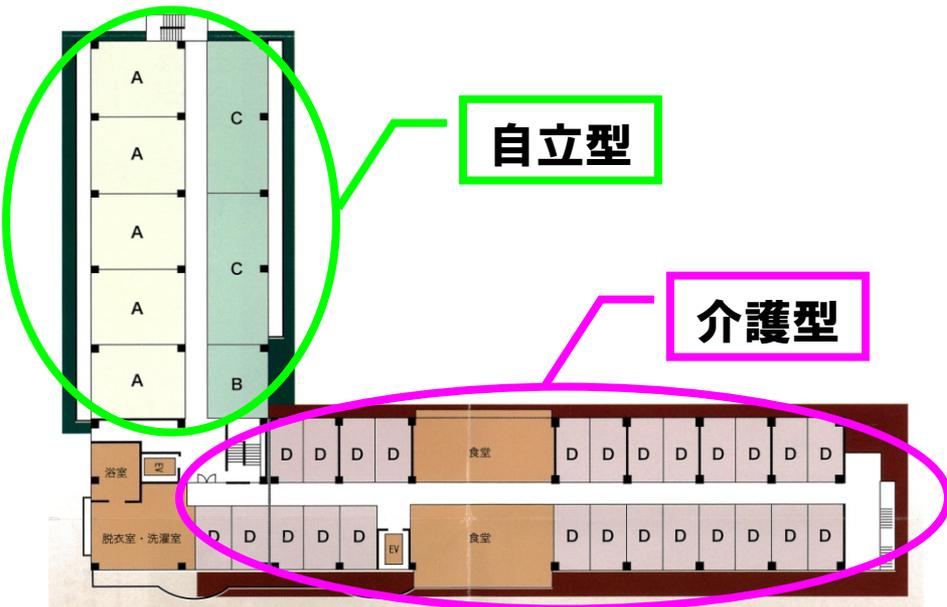
生活支援サービス付き高齢者専用賃貸住宅の事例①

●ココファン日吉（神奈川県横浜市） 平成22年3月開設

■土地をURより賃借して高齢者専用賃貸住宅と介護事業所を一体的に整備。学習塾も併設し、高齢者と子供、地域住民の多世代交流の促進もめざす。

	自立型	介護型
戸数	24戸	57戸
住戸面積	35.65～70.41㎡	18.06～22.96㎡
家賃	105,000～188,000円	75,000～79,000円
共益費	4,600～7,500円	20,000円
サービス費	26,250～32,550円	32,550円

併設事業所等：
 訪問介護、通所介護、短期入所
 居宅介護支援
 学習塾（事業者グループ会社の経営）
 テナント：クリニック、調剤薬局



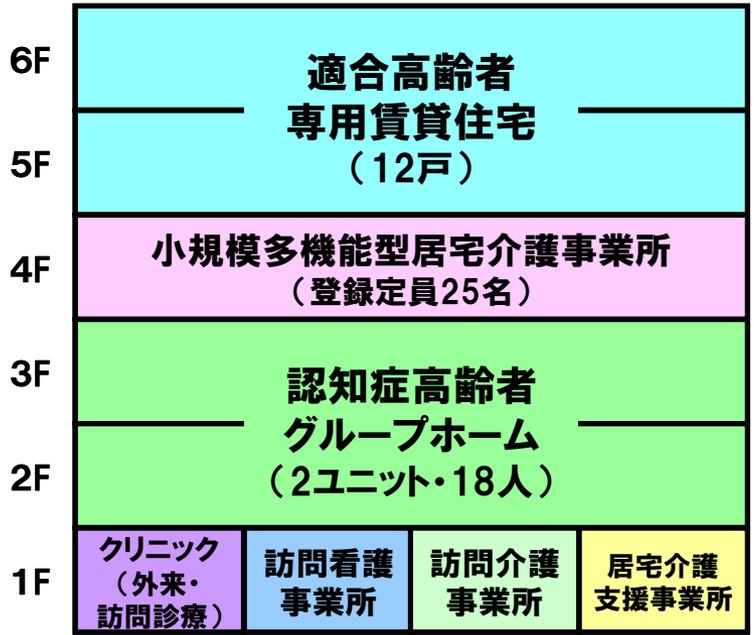
●レジデンスあじさいの丘 平成20年3月開設

〈高齢者向け複合施設:ケアタウンあじさいの丘〉(神奈川県秦野市)

■地域に根づいた訪問看護サービスを中核に、高齢者専用賃貸住宅と医療・看護・介護の各種サービスを集約。医療ニーズの高い高齢者も継続居住が可能。

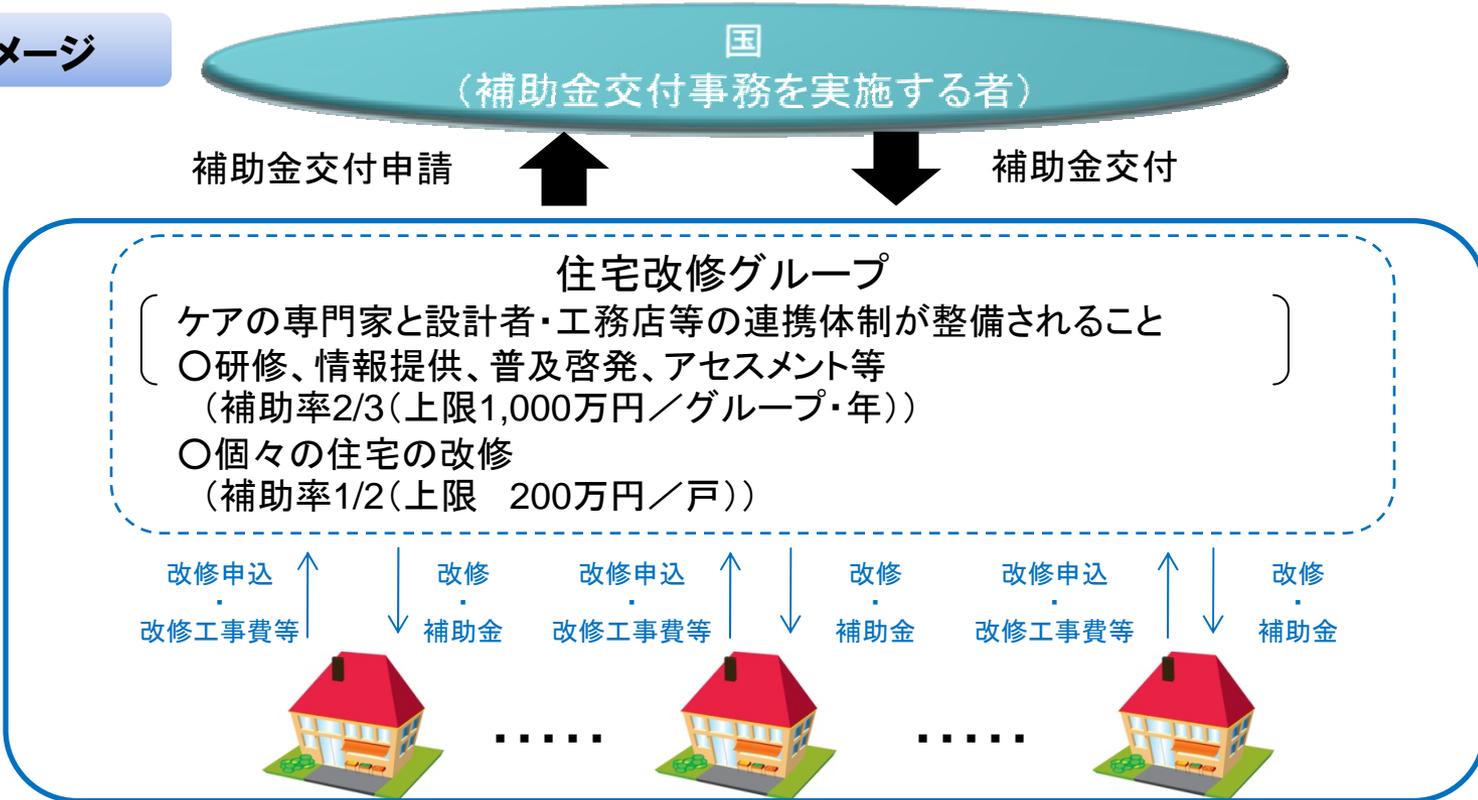
戸数:12戸
 住戸面積:31.27~37.30㎡
 家賃:135,000~145,000円
 管理費:25,000円(2名入居は50,000円)
 施設使用費:15,000円

併設事業所:
 小規模多機能型居宅介護
 認知症高齢者グループホーム
 訪問介護、訪問看護、居宅介護支援
 クリニック(外来、訪問診療)



ケア連携型バリアフリー改修体制整備事業のイメージ

事業イメージ



住宅改修グループのイメージ

- 地域のケアの専門家※や設計者・工務店等により構成される団体・グループであって、次のいずれかに該当するもの
- [1] リハビリテーション機能を有する医療施設、介護保険施設を運営する医療法人等を構成メンバーとするグループ
 - [2] 地方公共団体の認可により設立された福祉、医療又は建築に関する団体を中心となって設立するグループ
 - [3] 地方公共団体が主体となって設立された協議会等の団体又は地方公共団体の推薦を受けたグループ

※ ケアの専門家とは、医師、看護師、作業療法士、理学療法士等を想定

住宅改修の対象となる住宅

- 次に掲げる者が居住する住宅
- [1] 要介護認定、要支援認定又は障害等級認定を受けている者
 - [2] [1]に準ずる者であって、身体に機能障害や機能低下があり、継続して移動等に困難を伴うと医師が認める者

住宅改修グループのイメージ

地域のケアの専門家※や設計者・工務店等により構成される団体・グループであって、次のいずれかに該当するもの

- [1]リハビリテーション機能を有する医療施設、介護保険施設を運営する医療法人等を構成メンバーとするグループ
- [2]地方公共団体の認可により設立された福祉、医療又は建築に関する団体が中心となって設立するグループ
- [3]地方公共団体が主体となって設立された協議会等の団体又は地方公共団体の推薦を受けたグループ

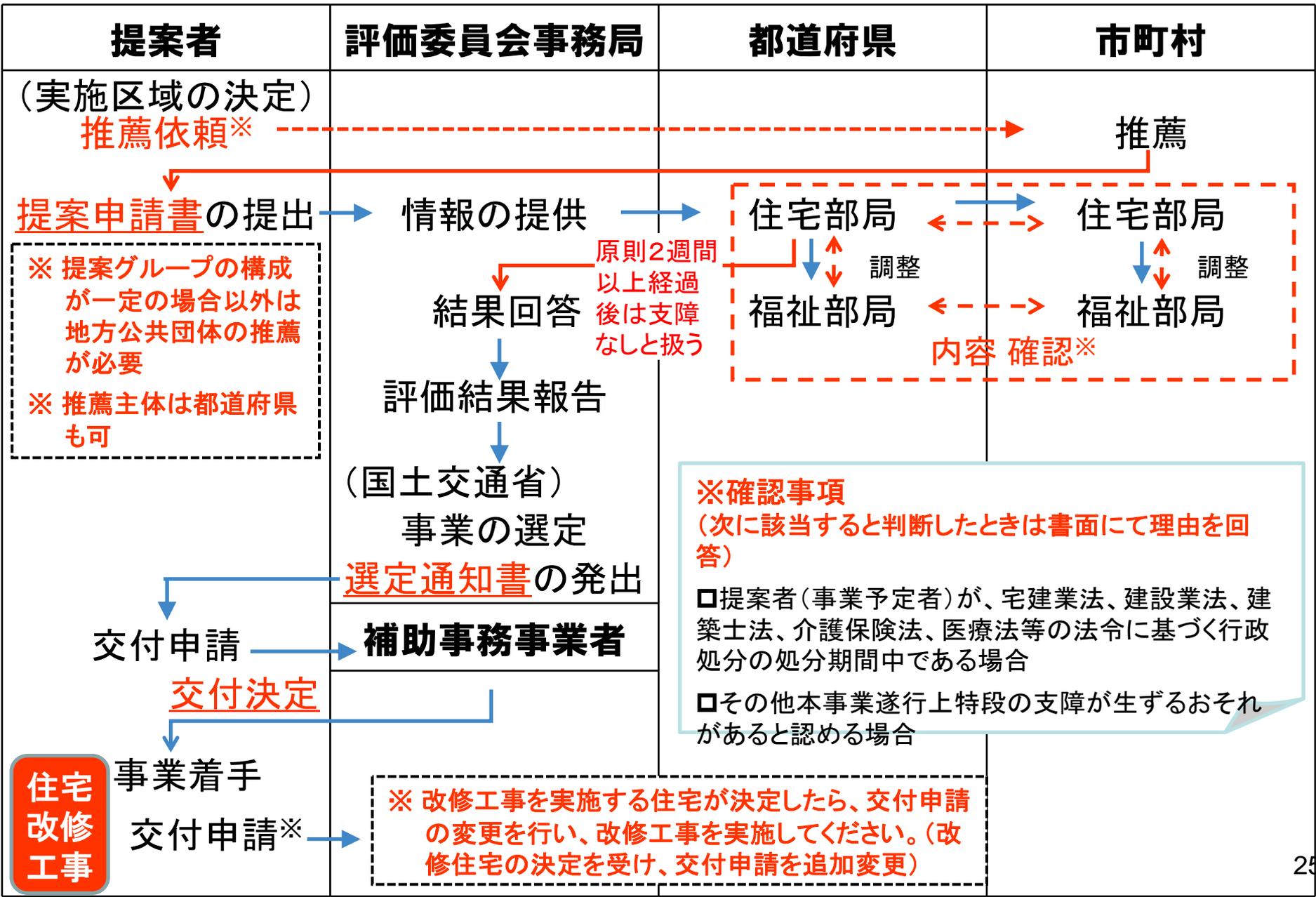
※ ケアの専門家とは、医師、看護師、作業療法士、理学療法士等を想定

住宅改修の対象となる住宅

次に掲げる者が居住する住宅

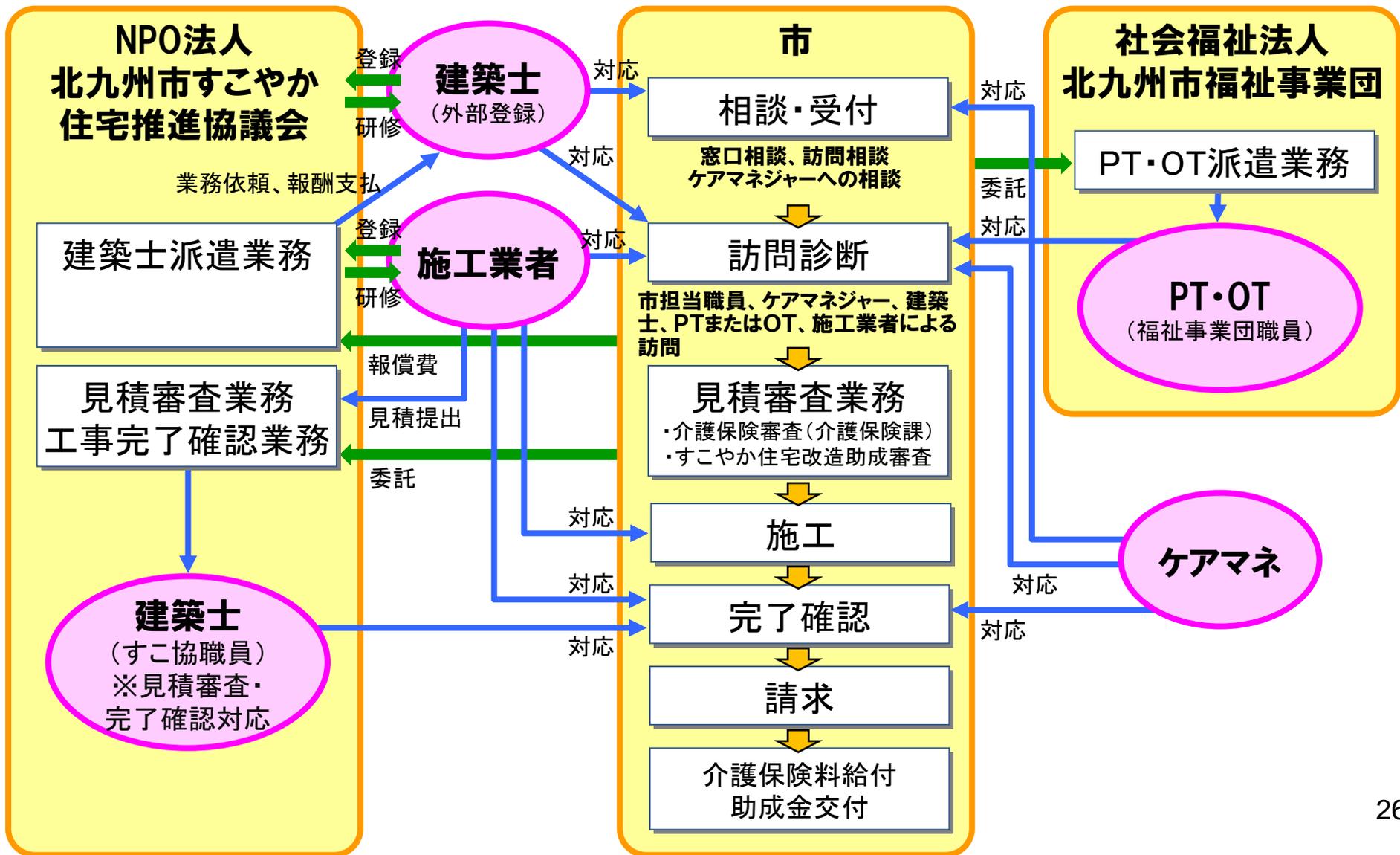
- [1] 要介護認定、要支援認定又は障害等級認定を受けている者
- [2] [1]に準ずる者であって、身体に機能障害や機能低下があり、継続して移動等に困難を伴うと医師が認める者

提案から選定までの流れ(ケア連携型バリアフリー改修体制整備)

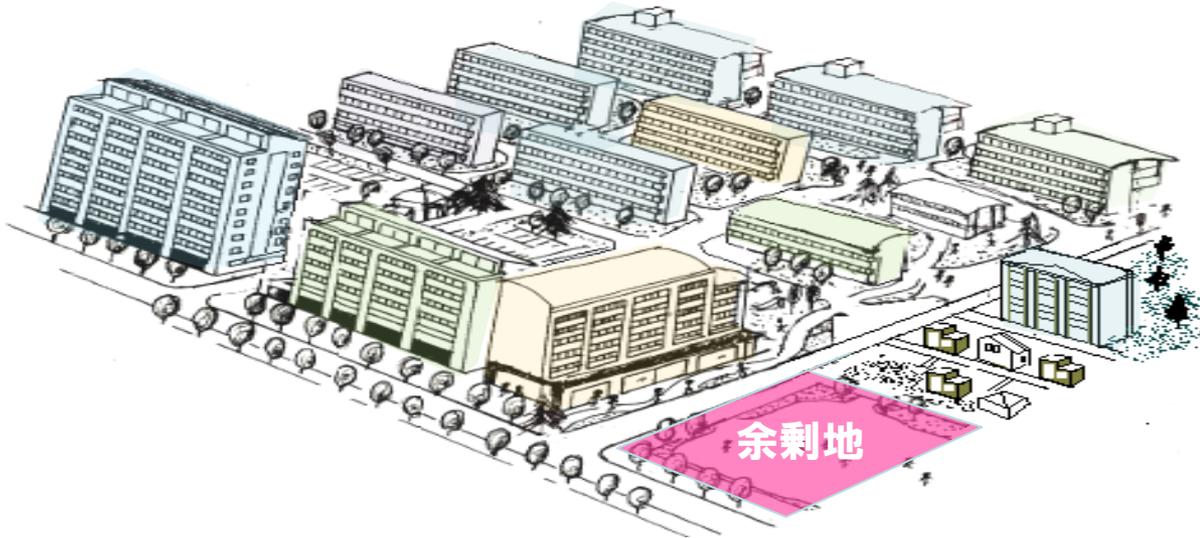


ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制の事例

●北九州市すこやか住宅改造助成事業



公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化事業のイメージ



<要件>

- 公的賃貸住宅団地内に高齢者生活支援施設等又はグループホームを整備するものであること
 - 地域住民(当該公的賃貸住宅団地居住者を含む)に対して生活相談、介護予防等の取組又はグループホームなど地域密着型のサービス提供を行うものであること
 - 当該公的賃貸住宅団地の管理者が推薦した者であること(住宅管理者自らが公募する場合を除く)
- ※当該公的賃貸住宅団地の管理者は入居者募集上の配慮、バリアフリー化等に努めること

<オプション>

- 高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホームを合築・併設する場合は新築・改修費にも補助

<補助率>

- 高齢者・障害者・子育て生活支援施設、グループホーム、有料老人ホーム
新築1/10(上限1,000万円/施設)
改修1/3(上限1,000万円/施設)
※ただし、高齢者居住安定確保計画等に位置づけられる高齢者・障害者・子育て生活支援施設については、補助率を45%/補助限度額を、原則として、団地の戸数に60万円を乗じて得た額又は1億円のいずれか少ない額とする
- 高齢者専用賃貸住宅
新築1/10(上限100万円/戸)
改修1/3(上限100万円/戸)

<要件>

- 公的賃貸住宅団地内に高齢者生活支援施設等又はグループホームを整備するものであること
 - 地域住民(当該公的賃貸住宅団地居住者を含む)に対して生活相談、介護予防等の取組又はグループホームなど地域密着型のサービス提供を行うものであること
 - 当該公的賃貸住宅団地の管理者が推薦した者であること
(住宅管理者自らが公募する場合を除く)
- ※当該公的賃貸住宅団地の管理者は入居者募集上の配慮、バリアフリー化等に努めること

<オプション>

- 高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホームを合築・併設する場合は新築・改修費にも補助

<補助率>

○高齢者・障害者・子育て生活支援施設、グループホーム、
有料老人ホーム

新築1/10(上限1,000万円／施設)

改修1/3(上限1,000万円／施設)

※ただし、高齢者居住安定確保計画等に位置づけられる高齢者・障害者

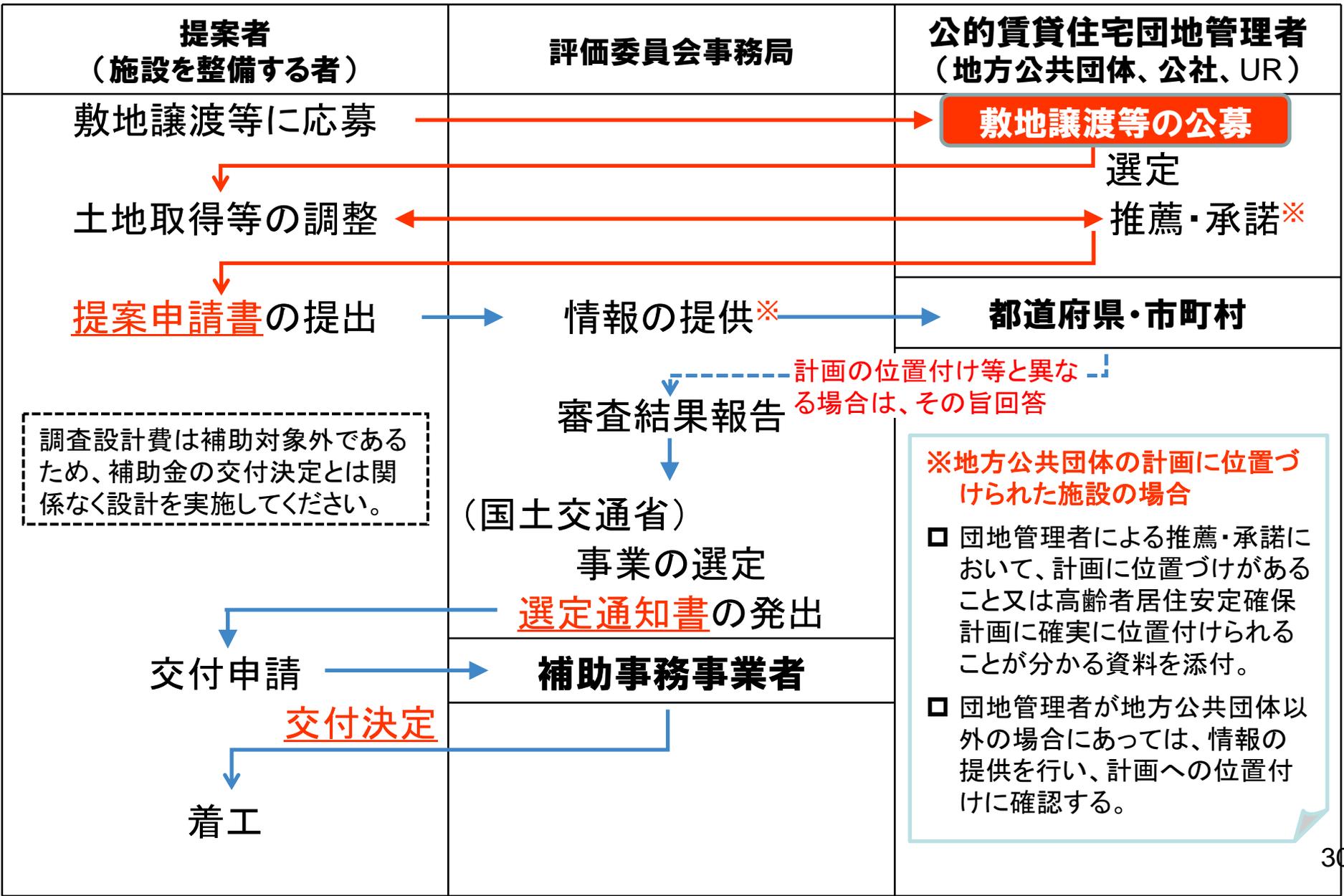
・子育て生活支援施設については、補助率を45%、補助限度額を、原則として、団地の戸数に60万円を乗じて得た額又は1億円のいずれか少ない額とする

○高齢者専用賃貸住宅

新築1/10(上限 100万円／戸)

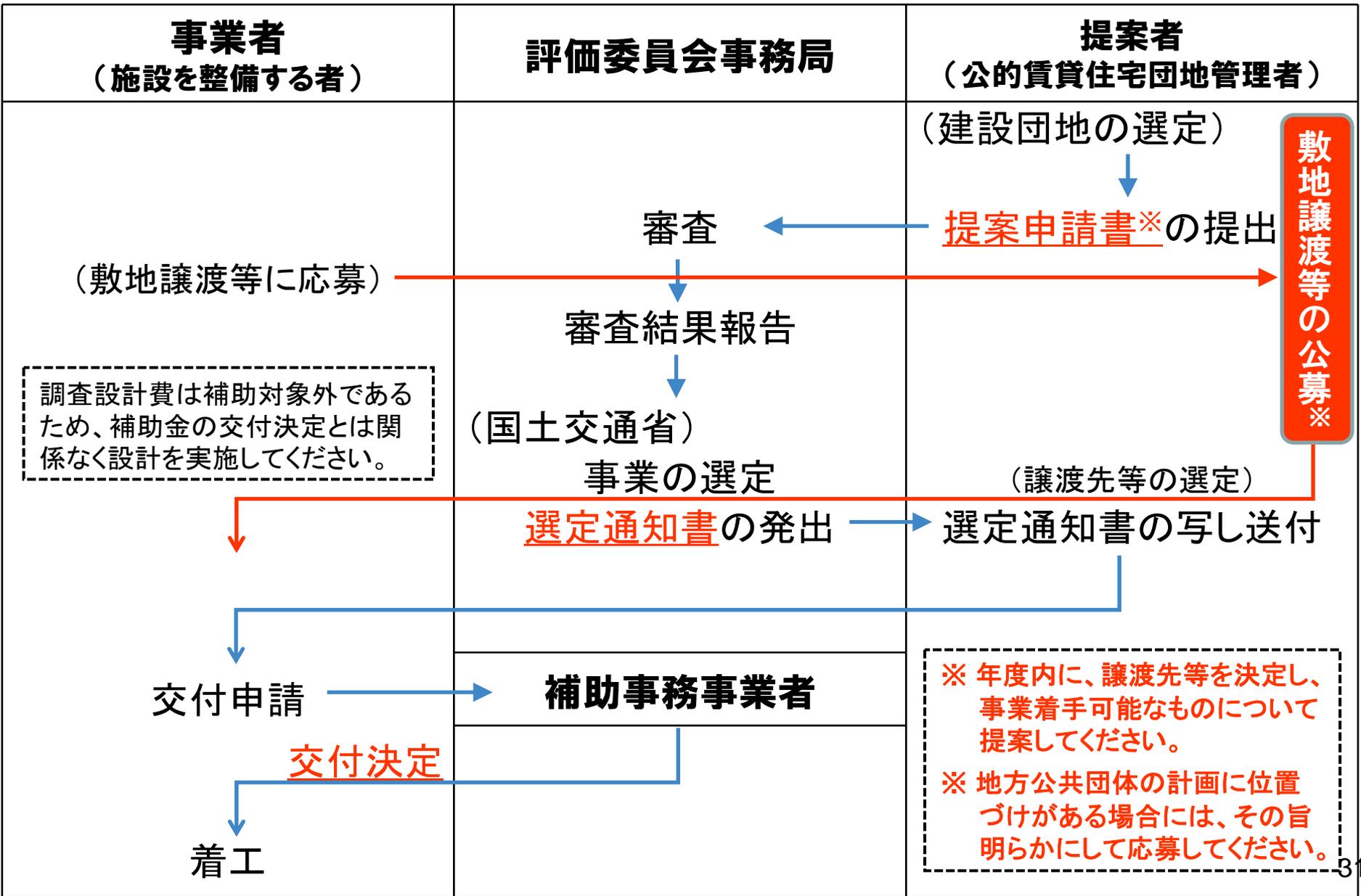
改修1/3(上限 100万円／戸)

提案から選定までの流れ(公的団地型:民間事業者提案の場合)



↓
 計画の位置付け等と異なる場合は、その旨回答

提案から選定までの流れ(公的団地型:団地管理者提案の場合)



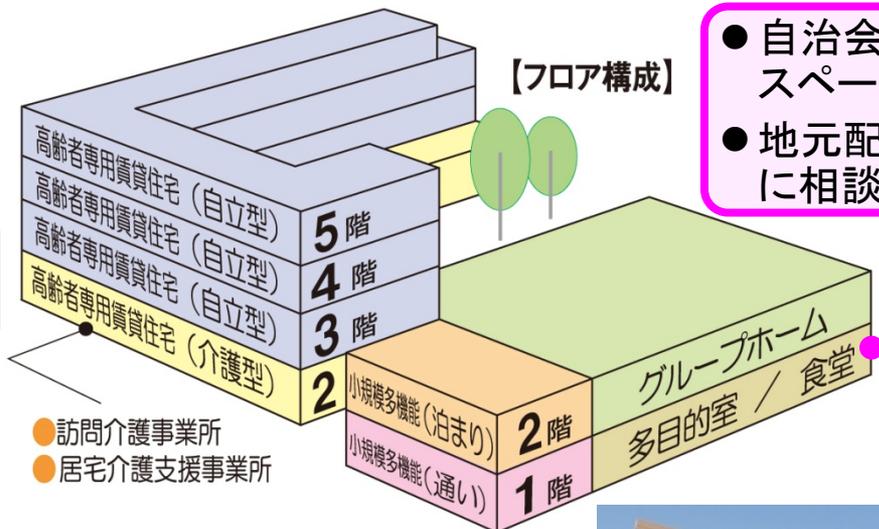
公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化の事例①

●高根台つどいの家<UR団地:アートヒル高根台>(千葉県船橋市)

■UR賃貸住宅団地の建替えによって生じた土地を民間事業者に譲渡し、高齢者専用賃貸住宅、介護事業所等を整備。

【施設概要】

- ・高齢者専用賃貸住宅(自立型・介護型)
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・訪問介護事業所
- ・食堂(昼食時には周辺開放)



- 自治会要望による多目的スペースの設置
- 地元配食事業者を自治会に相談し誘致

【団地諸元】

- ・敷地面積: 44.7ha
- ・従前管理戸数: 4,608戸
- ・管理戸数: 2,822戸(平成20年度末)

【高根台つどいの家】

- ・敷地面積: 約3,610㎡
- ・延床面積: 約3,451㎡
- ・構造規模: RC造、5階建
- ・開設時期: 平成21年6月



公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化の事例②

●健軍くらしささえ愛工房〈熊本県営住宅：健軍団地〉（熊本県熊本市）

- 建替えとあわせて県営住宅1階に地域の福祉・交流拠点を整備。
NPOによる地域居住支援など、地域住民とのパートナーシップにより運営。



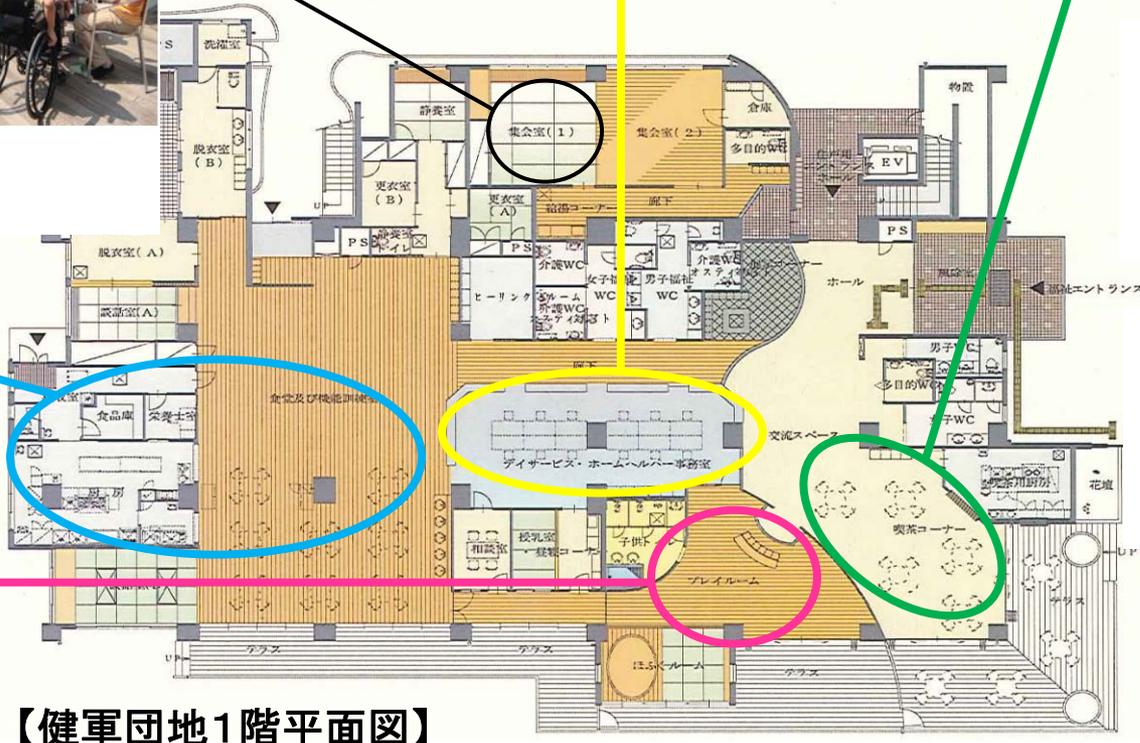
介護相談、生活相談、子育て相談等の総合的な相談窓口

障害者が働く喫茶・軽食サービス事業

集会室

高齢者のデイサービス・夜間一時預かり・配食サービス

子育て支援や子育て支援活動の実施



【健軍団地1階平面図】

公募内容と審査方法

A 一般部門 評価委員会による個別審査・評価

・個々の提案内容について評価委員会により評価

A-1 一般部門

ハード・ソフトにおいて先導性の高い提案

- (例)
- ・先導性の高い高齢者の住まいの新築・改築
 - ・協働型居住の試み
 - ・高齢者への安心・見守りサービスの提供
 - ・高齢者の住まいに関する情報提供・相談業務
 - ・障害者世帯・子育て世帯の居住の安定確保に資する取り組み

B 特定部門 評価委員会による包括評価

- ・評価委員会の意見を踏まえ要件整理
- ・個別内容について要件との適合を審査の上評価委員会に諮る

B-1 生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅部門

生活支援サービス付きの高齢者専用賃貸住宅の整備

B-2 ケア連携型バリアフリー改修体制整備部門

ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制により行われるバリアフリー改修及び体制整備

B-3 公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化部門

公的賃貸住宅団地の福祉拠点化に資する高齢者生活支援・障害者支援・子育て支援施設の整備

※選定された事業の助成期間は3年間

<概要>

- ・高齢者・障害者・子育て世帯にかかる居住の安定を推進・支援するプロジェクトのうち、ハード・ソフト面で先導性が高いものを対象とする。
- ・内容について個々に評価委員会の評価を受け、その結果に基づいて国が選定するプロジェクトに対して助成

<評価の視点の例>

- 先導性の高い高齢者の住まいの新築・改築
- 協働型居住の試み
- 高齢者等への安心・見守りサービスの提供
- 高齢者の住まいに関する情報提供・相談業務
- 障害者世帯・子育て世帯の居住の安定確保に資する取り組み

<補助率等>

○建築工事費等

- ・住宅及び高齢者の交流施設等の整備費
(補助率:新築等1/10、改修2/3)
- ・設計費(補助率:2/3)

○技術の検証費

- ・居住者実験、社会実験等の技術の検証に要する費用
(補助率:2/3)

○情報提供及び普及費

- ・選定提案に係る情報提供及び普及に要する費用等
(補助率2/3)

高齢者の居住に関する地域固有の課題の解決を図るための取組み

高齢者の集住の誘導によるサービスの効率化・きめ細かなサービス提供

住替え円滑化等のための
多様なプログラム

生活状況・意向把握

集落内での交流機会創出

試行的な共同生活実施

共同生活用住宅入居

自宅の管理等



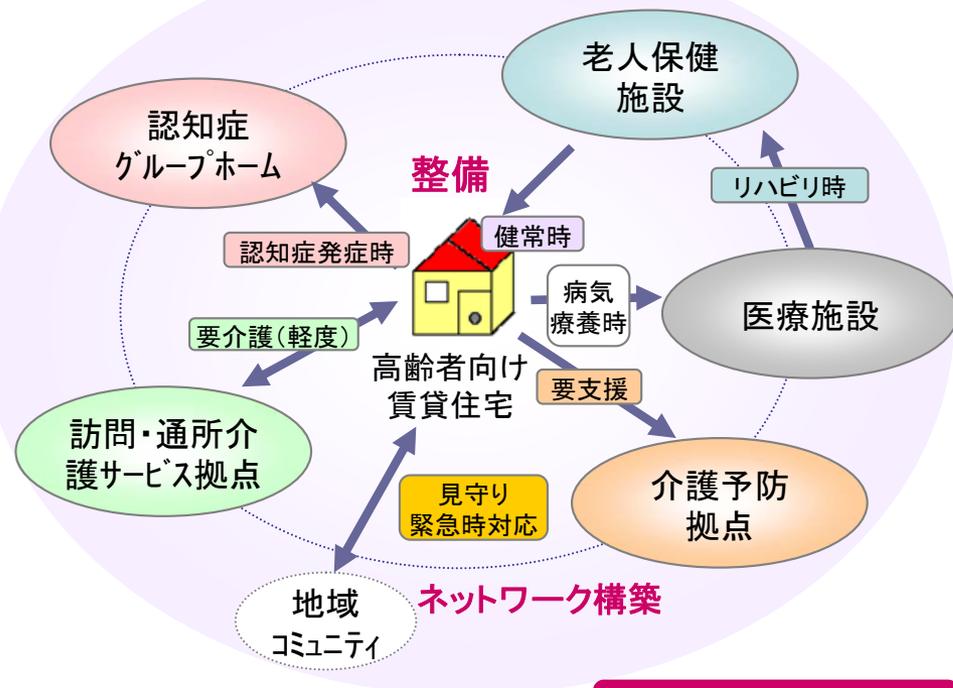
助成対象

住替え円滑化等のためのプログラム策定・実施に必要な経費(補助率2/3)
空家の改修費(補助率2/3)等

※介護保険に係る事業は対象外

福祉施設、地域等との連携による高齢者が安心して暮らせる環境づくりのための取組み

高齢者がどのような心身の状況になっても(健常時、入院時、リハビリ時、要介護時等)、住み慣れた地域で安心して居住し続けることができる居住環境を整備



- ・施設や高齢者向け住宅の空室等の情報の共有・高齢者へのあっせんに関する取組み
- ・日常時の見守り体制や緊急時対応の体制整備 等

助成対象

高齢者向け賃貸住宅整備費(補助率1/10)

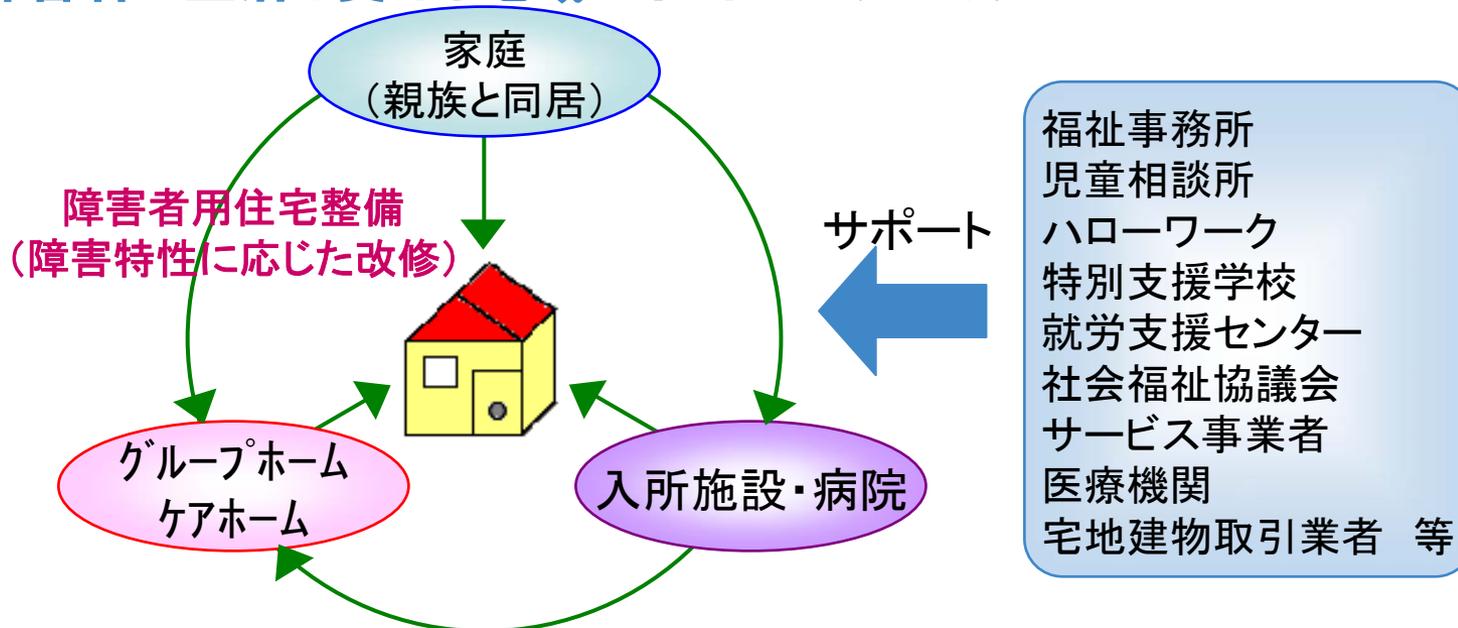
見守り等の連携体制整備に係る経費(補助率2/3)等

※介護保険に係る事業は対象外

福祉施設、地域等との連携による障害者が安心して暮らせる環境づくりのための取組み

障害者が自らの希望により、慣れ親しんだ地域の民間の賃貸住宅等において、十分な介助等の支援を受けつつ、地域社会の一員として自立した生活を送れるよう、地域の関係機関等によるネットワークの整備を図る。

障害者の生活を支える地域のネットワークづくり



助成対象

障害者用住宅整備(改修)費(補助率2/3)

生活・就労相談、見守り、緊急時対応等に係る社会実験費(補助率2/3)等

地域のシニア世代が参画する子育て・多世代交流の取組み

地域に住む子育てを終えたシニア世代が、空き店舗・空き家などのスペースを使って地域の子どもやその親に対して、ワークショップなどの子育て支援を実施し、子育てしやすい居住環境を整備

- ・シニア世代、子育て世帯双方の交流が進み、地域の活性化にも寄与
- ・住宅地内の未利用スペースを活かしたコミュニティミックスの促進



助成対象

交流スペース整備費(補助率1/10)
子育てに配慮した住宅への改修費(補助率2/3) 等

高齢者等居住安定化推進事業のスケジュール等

スケジュール(予定)

平成22年3月5日	平成22年度第1回高齢者等居住安定化推進事業の公募開始
平成22年3月8日	事業説明会の開催(～3月26日 全国7都市)
平成22年4月5日	高齢者等居住安定化推進事業の提出期間(～4月23日迄)
平成22年6月頃	平成22年度第1回高齢者等居住安定化推進事業の事業選定

※8月目途に第2回公募を開始予定

留意事項等

※ 提案の提出先等は国土交通省ホームページにおいて周知